

7 日 監 第 1 3 号
令和7年4月28日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 武田 治敏

定期監査の結果について（提出）

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

都市整備部 道路建設課

第3 監査の期間

対象期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで

実施期間 令和7年1月24日から令和7年3月26日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施した。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① 職員の健康管理に配慮し、特定の職員に負担が偏らないよう工夫されたい。
- ② 契約変更に際しては、「日進市設計変更等事務取扱要領」に則った運用とされたい。
- ③ 随意契約における地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の適用については、慎重に実施されたい。また、説明責任が果たせるよう、経緯がわかる資料を保存されたい。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

都市整備部 下水道課

第3 監査の期間

対象期間 令和6年4月1日から令和7年1月31日まで

実施期間 令和7年1月24日から令和7年3月26日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施した。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。